

締約国に関する情報 BB	バルバドス	附属書 B 1 BB
	一般情報	
国内官庁の名称	Corporate Affairs and Intellectual Property Office (Barbados) (企業体・知的所有権庁 (バルバドス))	
所在地及び郵便のあて名	Ground Floor BA0BAB Tower, Warrens, St. Michael, Barbados	
電話番号	(1-246) 535 24 01, 535 24 02	
ファクシミリ装置	(1-246) 535 24 44	
電子メール	general@caipo. gov. bb	
インターネット	www. caipo. gov. bb	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	なし	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
バルバドスの国民及び居住者のための管轄受理官庁	WIPO国際事務局 (附属書C (IB) 参照)	
バルバドスが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	企業体・知的所有権庁 (バルバドス) (国内段階参照)	
バルバドスを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許	
国際型調査に関するバルバドスの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
バルバドスが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
バルバドスが指定されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条(1)に規定する当該期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすように出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	なし	